

わかくさカラオケ会・会則

2024年度(令和6年4月1日)

第一章 総則

(第1条) 本会は松愛会カラオケ同好会「わかくさカラオケ会」と称する。

(第2条) 本会は奈良3支部(東、西、奈和)内でパナソニック松愛会の登録要綱に基づいて活動する。

(第3条) 本会の会員資格は原則として「パナソニック(株)」退職者(家族含む)で構成する。

第二章 運営

(第4条) 本会は活動を通じて会員相互の親睦を図り、会員自らの生き甲斐と健康づくりを目指し、本同好会の発展に寄与する事とする。

(第5条) 本会は会長、会計、幹事が一体となり会員とともに活動する。

第三章 世話役

(第6条) 会長 1名

会計 1名

幹事 3名

①本会はHP事務局を置き、奈良3支部HP協議会代表者へ適時、活動内容を報告しHP投稿の充実に努める。

②幹事はHP事務局並びに行事企画と実行、例会の準備進行等を担う(夫々分担)。

③監査役について将来必要な時点で置く(その間は幹事が担う)。

(第7条) 会長は本会を代表し幹事は会長を補佐する。

(第8条) 世話役は会員の互選により選出し任期は1ヶ年とする。但し再任は妨げない。

第四章 入会・休会及び退会

(第9条) 入会: 本会に入会希望者は所定の用紙に氏名等記入の上、年会費と併せて申し込みし、登録する。

(第10条) 退会: 1年間、例会欠席の場合は自然退会とみなす(欠席月から)。但し、継続希望あれば休会扱いとする。

他、会運営に支障となる行為、発言著しいとみなす会員は役員間協議の上退会を頂く場合有り。

第五章 会計その他

(第11条) 本会の会計年度は4月から翌年3月末日迄とする。

(第12条) 年会費は1,000円とし初年度の例会時(4月)に徴収する。

扱い区分として会運営上必要な経費に使用し、総会時に会計報告を行う。

第六章 総会

(第13条) 一年間の活動内容、会計報告の場とし、次年度の方針と活動内容の確認を行う。

(第14条) 会則の改定事項、世話役の交代、会員動向、支部協議内容などの報告を行う。

時期として年度末(翌年3月)実施。兼例会を続けて行う。

第七章 附則

(第1条) 本会則に定めない事項については都度、世話役相互で協議、検討決定する。

(第2条) 本会則は継続及び改定事項は令和5年4月より実施するも新年度より再発効する。

令和2年新型コロナ禍による感染防止策を講じた内容は情勢を見ながら吟味継続遵守する。コロナ情勢は良化安定期が続いており基本対策を遵守(体温、手指の除菌、マイクの除菌)但し情勢に伴い対策見直し要す時は会長指示のもと役員間で検討。

以上